

守口市告示第 337 号

守口市生涯学習情報センター改修設計等業務委託について

守口市生涯学習情報センターの改修にかかる設計者を選定するためプロポーザルの提出を招請するので、次のとおり公告する。

平成 30 年 10 月 15 日

守口市長 西端 勝樹

1 業務概要

- (1) 業 務 名 守口市生涯学習情報センター改修設計等業務
- (2) 業務内容 施設改修にかかる基本設計、実施設計、国庫補助申請支援、法令関係申請手続等並びに手数料を含む本市が必要とする業務等
※施設改修工事監理は本契約に含まない。
- (3) 履行期限 平成31年 3 月29日（金）
- (4) 発 注 者 守口市

2 応募資格

参加者の応募資格は、参加表明書の提出日現在において以下の要件を満たす者（共同企業体は不可）とする。なお、プロポーザル応募者が契約締結までの間に応募資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 平成 28・29・30・31 年度守口市測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書を提出している者で、同時提出の(様式B)業者登録票中、登録を希望する業務欄に建築関係建築一般の 4 と記載している者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (3) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。
- (4) 建築士法に基づく一級建築士の資格を有し、提出者の組織に属している者を管理技術者として専任で配置すること。また、意匠担当主任技術者は、担当者の組織に属していること。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)または同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請した者(更生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者(再生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。

- (7) 自社若しくは自社の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。
- (8) 本プロポーザルに関し、応募者に所属する者が自ら応募者または他の応募者の協力者等となっていないこと。
※ 協力者(＝協力事務所)とは、設計業務を実施する上で、応募者が業務の一部を再委託する設計事務所等である。
- (9) 平成20年4月以降に、公共施設の新築、増築、改築、改修工事で延べ面積2,000㎡以上に関する設計業務実績があること。(平成20年4月以降に設計が完了し、工事に着手した施設の設計業務)

3 参加できない者

守口市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けている者。

4 参加表明書等及び技術提案書等の提出者の評価事項(一次審査)

- (1) 事務所実績(業務経歴等)
主要業務実績、受賞実績、同種業務実績
- (2) 担当チームの能力(技術職員の経験と能力)
管理技術者及び主任技術者の業務実績・経験
- (3) 技術提案書(手法及び提案)
提案の的確性・独創性・実現可能性、業務の実施方針
- (4) 設計見積書
設計見積価格

5 参加表明書等及び技術提案書等の提出者の評価事項(二次審査)

技術提案書に基づく公開プレゼンテーション及びヒアリング審査
提案の妥当性・具体性・柔軟性

6 手続等

(1) 事務局

〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号
守口市役所 市民生活部 生涯学習・スポーツ振興課
守口市生涯学習情報センター改修にかかるプロポーザル実施事務局
電話 06-6995-3158
FAX 06-6998-0345

(2) プロポーザル実施要項の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成 30 年 10 月 15 日（月）から平成 30 年 11 月 2 日（金）まで
（土曜、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで）

交付場所 上記 6 の（1）の事務局

交付方法 来庁者への配布、ホームページからのダウンロード

(3) 参加表明書等の提出期限、提出場所及び方法

提出期限 平成 30 年 11 月 2 日（金）午後 5 時 30 分まで

提出場所 上記 6 の（1）の事務局

提出方法 持参または郵送（配達証明付のものに限る。）すること。

(4) 技術提案書等の提出期限、提出場所及び方法

提出期限 平成 30 年 11 月 12 日（月）午後 5 時 30 分まで

提出場所 上記 6 の（1）の事務局

提出方法 持参または郵送（配達証明付のものに限る。）すること。

7 選定結果の通知・公表

候補者選定後、応募者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日以降に、下記項目において守口市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において市民の閲覧に供するものとする。

【公表事項】

（1）候補者名

（2）全応募者名、全応募者の総合評価点、企画提案評価点、価格提案評価点、
提案金額

（3）委員の氏名等

8 その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本円とする。

（2）本プロポーザルに関する照会先は上記 6 の（1）の事務局とする。

（3）本プロポーザルに関する公開プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

（4）詳細は守口市生涯学習情報センター改修設計等業務プロポーザル実施要項による。